

利用料金表

令和 2 年 5 月 1 日 改定

訪問介護費		利用者負担割合				
サービス提供時間	単位	介護報酬額	利用者負担割合			
			1割	2割	3割	
1 回 あ た り の 基 本 料 金	身体介護	20分未満	1,892 円	190 円	379 円	568 円
		20分以上30分未満	2,838 円	284 円	568 円	852 円
		30分以上1時間未満	4,503 円	451 円	901 円	1,351 円
		1時間以上1時間30分未満	6,577 円	658 円	1,316 円	1,974 円
		1時間30分以上30分毎	946 円	95 円	190 円	284 円
生活援助	20分以上45分未満	2,074 円	208 円	415 円	623 円	
	45分以上	2,553 円	256 円	511 円	766 円	
加 算 料 金	初回加算	1月につき	2,280 円	228 円	456 円	684 円
	緊急時訪問介護加算	1日につき	1,140 円	114 円	228 円	342 円
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,140 円	114 円	228 円	342 円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		2,280 円	228 円	456 円	684 円
	二人派遣加算	1回につき	該当する金額の100%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	深夜加算	1回につき	該当する金額の50%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.2%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※ 平成27年8月より「負担割合証」に記載されている負担割合となります

※ 基準による料金算定の1円未満端数処理等の関係で、複数日(回)ご利用の場合の請求額が、記載された金額にご利用日(回)数を乗じた金額と異なる場合があります

※ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険適用時の自己負担額です

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者様の負担となります

※ 早朝・夜間加算は、午前6時～午前8時、午後6時～午後10時、深夜加算は午後10時～午前6時に訪問介護を実施した場合に算定します

※ 2人派遣加算は、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問介護実施した場合に算定します

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします

利用料金表

令和 2 年 5 月 1 日 改定

訪問介護費							
1 回 あ た り の 基 本 料 金	基本サービス	時間	介護報酬額	利用者負担割合			
				1割	2割	3割	
保 険 給 付 内 訪 問 型 サ ー ビ ス 利 用 料	家事援助のみ	45分	2,553 円	256 円	511 円	766 円	
	家事援助に加えて身体 介護を行う場合	45分	3,078 円	308 円	616 円	924 円	
	加 算 料 金	初回加算	1月につき	2,280 円	228 円	456 円	684 円
		緊急時訪問介護加算	1回につき	1,140 円	114 円	228 円	342 円
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,140 円	114 円	228 円	342 円
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,280 円	228 円	456 円	684 円
		軽度化加算	1月につき	4,925 円	自己負担は ありません		
		自立化加算	1月につき	9,850 円			
		介護職員 処遇改善加算Ⅰ	1月につき	1,835 円	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		特定介護職員 処遇改善加算Ⅱ	1月につき	570 円	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※ 利用者負担額は「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合となります

※ 基準による料金算定の1円未満端数処理等の関係で、複数日(回)ご利用の場合の請求額が、記載された金額にご利用日(回)数を乗じた金額と異なる場合があります

※ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険適用時の自己負担額です
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者様の負担となります

利用回数

要支援1の認定の方は週1回又は週2回の利用

要支援2の認定の方は週1回から週3回の利用

事業対象者は週1回の家事援助のみ